

手続きの流れ



1 補助金の交付申請

申請に必要な提出書類を揃えて申請してください。

※注意事項※

- ① **先着順**で受付をします。
- ② 申請期間中でも、申請額が予算に達した時点で受付を終了します。
- ③ 申請書類に不備があった場合、お預かりや仮予約等はありません。
- ④ 同一年度内において、一機器につき1回かつ、一世帯につき3つまで申請することができます。
- ⑤ 郵送による申請は申請書類に不備があった場合、返送いたします。

2 交付決定通知書の送付

- 「上尾市再エネ・省エネ対策推進奨励金をご申請された方へ」
- 「上尾市再エネ・省エネ対策推進奨励金 交付決定通知書」申請書受理から1～2週間で、以下の書類をご自宅に送付します。

3 振込

奨励金交付決定後3～4週間で、指定された口座に振り込みます。
振込通知は行わないため、通帳を記帳するなどしてご確認ください。

上尾市 環境政策課ゼロカーボン推進室(市役所本庁舎5階)
〒362-8501 埼玉県上尾市本町三丁目1番1号
TEL: 048-775-7308 / FAX: 048-775-9872
e-mail: s258000@city.ageo.lg.jp

上尾市再エネ・省エネ対策推進奨励金

検索

令和6年度

上尾市再エネ・省エネ対策推進奨励金

申請期間

令和6年7月31日(水)から令和7年3月31日(月)

受付時間: 平日 8時30分から17時まで

申請場所

上尾市役所 5階 ゼロカーボン推進室

申請方法

窓口にて直接申請または郵送

支所・出張所では申請受付を行っておりません。

● 太陽光発電システム※

● 家庭用蓄電池システム

▶ 太陽光発電システムが併設されていること

● 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム (エネファーム)

● ハイブリッド給湯機

▶ エコキュートおよびエコジョーズは対象外

● 太陽光自家消費促進型給湯機 (おひさまエコキュート)

● 電気自動車 (EV)

● 燃料電池自動車 (FCV)

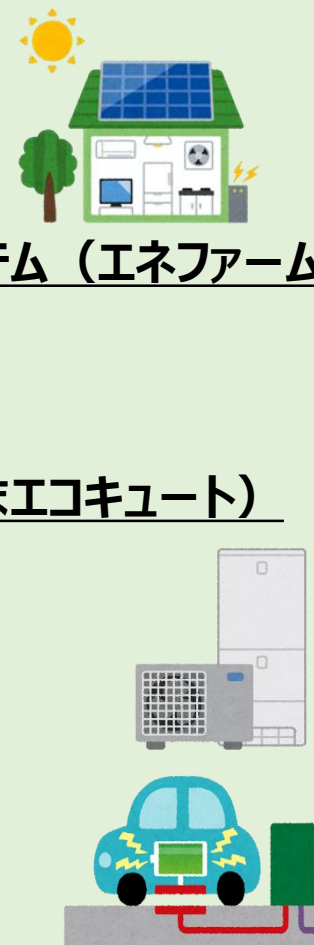
● 電動バイク

- ▶ 原動機付自転車は型式認定を取得しているもの
- ▶ 電動キックボードは対象外

● 普通充電設備※ / V2H充放電設備※

● ホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS)

※法人も対象です。



交付対象者

- ①【個人】上尾市内に住所を有し、かつ居住し、実際に購入した者であること
【法人】市内の事業所に設置・購入した市内に事業所を有する法人若しくは市内で事業を営む個人であること
- ②奨励金申請時において、市税（市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税及び軽自動車税）を滞納していないこと

☑市税に未納がある場合は、再エネ・省エネ対策推進奨励金の申請ができません。

納付状況については納税課（本庁舎2F TEL 048-775-5194）にお問合せください。
交付申請には、令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に発行されたものがが必要です。

交付要件

- ①令和6年4月1日以降に購入・設置し、令和7年3月31日までに申請手続きが完了すること
（太陽光発電システムについては、売電開始日が令和6年4月1日以降であること）
- ②交付対象となる奨励金対象活動に関して、自作、中古品でないこと

提出書類

《共通》

- ▶「上尾市再エネ・省エネ対策推進奨励金交付申請書兼請求書（第1号様式）」
- ▶領収書の写し（または、販売証明書）
※領収書は、但し書きに対象機器の費用が記載されているもの、または費用の内訳書を添付してください。
※交付金額は、購入・設置に要する費用の2分の1または上限額のどちらか低い額
- ▶各再エネ・省エネ対策活動ごとに必要な書類（右の表）
- ▶「委任状」（同居家族による代行申請以外の場合）
- ▶「名刺」（業者による代行申請の場合）

《個人》

- ①「市税に未納がないことの証明書※1」又は「令和5年度納税証明書 市県民税(個人)※2」

《法人》

- ①「法人市民税に未納がないことの証明書※1」
- ②法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※法務局で取得できます。

「市税に未納がないことの証明書」または「令和5年度の納税証明書 市県民税(個人)」が発行できない場合

非課税の場合	代わりに「 非課税証明書 ※2」を提出してください。
転入直後で、上尾市での課税がない場合	代わりに「 住民票 ※2」を提出してください。

※1 本庁舎1F 証明書発行センターで取得

※2 本庁舎1F 証明書発行センターまたは支所・出張所で取得

太陽光発電システム	【個人】上限：9万円（2万円/kW） 【法人】上限：125万円（2.5万円/kW）
●設置状況が分かる写真（モジュール 1枚、パワーコンディショナー 1枚） ●購入電力量のお知らせ（購入開始年月日や発電設備出力が分かるもの）	
家庭用蓄電池システム	上限：5万円
●正規の保証書の写し ●設置状況が分かる写真（型式名が判別できるもの 1枚、機器全体 1枚） ●住宅用太陽光発電システムが設置されていること分かる書類（下記のうち、どれか1点） 1）売電が確認できる書類（購入電力量のお知らせ等） 2）設置状況の分かる書類（太陽光パネルが写っている家の全景）	
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）	上限：5万円
●正規の保証書の写し ●設置状況が分かる写真（型式名が判別できるもの 1枚、機器全体 1枚）	
ハイブリッド給湯機	上限：3万円
●機器の仕様及び規格が判別できる書類 ●設置状況が分かる写真（型式名が判別できるもの 1枚、機器全体 1枚）	
太陽光自家消費促進型給湯機（おひさまエコキュート）	上限：5万円
●正規の保証書の写し ●設置状況が分かる写真（型式名が判別できるもの 1枚、機器全体 1枚）	
電気自動車EV／燃料電池自動車FCV	上限：5万円（EV） 上限：30万円（FCV）
●自動車検査証の写し ●自動車検査証記録事項の写し	
電動バイク	上限：1万円
●正規の保証書の写し ●標識交付証明書 または 軽自動車届出済証の写し	
普通充電設備 / V2H充放電設備	上限：5万円（個人・法人）
●正規の保証書の写し ●設置状況が分かる写真（型式名が判別できるもの 1枚、機器全体 1枚）	
HEMS	上限：1万円
●画面が表示されているHEMSのモニター写真 ※専用モニター以外の場合は、「コントローラーの写真」と「表示画面の写真」 ●機器の仕様及び規格が判別できる書類の写し	